

〇〇高等学校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育（及び専門教育）を施すことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、〇〇高等学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第 2 章 課程及び収容定員

(課程及び収容定員)

第 4 条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

普通科 〇〇〇名

商業に関する学科 〇〇〇名 { 商業デザイン科 〇〇〇名
秘書課 〇〇〇名

工業に関する学科 〇〇〇名 { 機械科 〇〇〇名
電気科 〇〇〇名

全日制課程計 〇〇〇名

定時制課程

普通科 〇〇〇名

商業に関する学科 〇〇〇名

工業に関する学科 〇〇〇名 { 機械科 〇〇〇名
電気科 〇〇〇名

定時制課程計 〇〇〇名

第 3 章 修業年限、学年、学期、休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程 3 年

定時制課程 4 年

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（毎月の第○土曜日）
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 学年始休業4月1日から4月○日まで
- (5) 夏季休業○月○日から○月○日まで
- (6) 冬季休業○月○日から○月○日まで。
- (7) 学年末休業3月○日から3月31日まで
- (8) 開校記念日○月○日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常返済その他急迫の事業があるとき、または教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、速やかに親権者等（保証人）の誓約書、保証書等に入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 他の高等学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上転学を許可することがある。

2 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明記し、保護者と連署の上届け出なければならない。

2 生徒が、病気その他やむを得ない理由により○日以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、保護者と連署の上願い出て許可を得なければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書を添え、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(転籍)

第18条 生徒が本校の全日制課程及び定時制課程相互間の転籍を希望するときは、取得した単位に応じて相当の学年転籍を許可することがある。

(出席停止)

第19条 生徒が伝染病に罹りまたはその恐れがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命じることがある。

(忌引)

第20条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第21条 生徒は、本人、保護者及び保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定、卒業等

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、教科及び各教科以外の教育活動により編成し、その教科、科目及び単位数は別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第23条 各学年の課程の修了の認定は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第24条 前項の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原学年留置)

第25条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原学年に留め置くことがある。

(学習の評価)

第26条 学習の評価については、別に定める内規による。

第6章 親権者等

(親権者等)

第27条 親権者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 親権者等は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負う者とし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(親権者等の変動)

第28条 親権者等が転籍、転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失踪または後見開始の審判若しくは破産等に係るものであるときは、改めて親権者等を定めなければならない。
- 3 親権者等が適当でないと認めるときは、変更させることがある。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第29条 本校に次の教職員をおく。

校長	1名
副校長	〇名
教頭	〇名
主幹教諭	〇名
指導教諭	〇名
教諭	〇〇名
養護教諭	〇名
栄養教諭	〇名
養護助教諭	〇名
講師	〇名
事務職員	〇名
実習助手	〇名
技術職員	〇名
学校医	〇名
学校歯科医	〇名
学校薬剤師	〇名

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 教頭は、校長（及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
- 5 主幹教諭は、校長（及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 6 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 7 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第8章 授業料、入学時納付金及び入学検定料

(授業料、入学時納付金及び入学検定料)

第30条 本校の授業料、入学時納付金及び入学検定料の種類及び額は次のとおりとする。

全日制課程

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 授業料 (月額) | 〇〇, 〇〇〇円 |
| (2) 入学金 | 〇〇, 〇〇〇円 |
| (3) 〇〇〇〇費 | 〇, 〇〇〇円 |
| (4) 入学検定料 | 〇〇, 〇〇〇円 |

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命じることがある。
- 5 既に納入した入学金、〇〇費及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、入学する年度の3月31日以前に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、〇〇費については、この限りではない。
- 6 授業料は、別に定めるところにより、その全部または一部を免除することができる。

第9章 賞罰

(褒賞)

第31条 生徒が、その成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第32条 生徒が、学則その他本校の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 第1項の懲戒処分を行うときは、生徒の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第10章 別科及び専攻科

(別科)

第33条 本校に別科を置く。

- 2 別科については、別に定める。

(専攻科)

第34条 本校に専攻科を置く。

- 2 専攻科については、別に定める。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第35条 本校に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍については、別に定める。

第12章 雑則

(雑則)

第36条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別の定める。

附 則

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(注) 学則改正の都度改正年月日を附則に書き足し、改正の経緯を明瞭にすること。

例 附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日一部改正)

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、入学金、〇〇費及び入学検定料の額については、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

別表

教育課程表

教科科目		標準 単位	第1学年	第2学年		第3学年	
				文系	理系	文系	理系
国語	国語表現Ⅰ	4					
	国語表現Ⅱ	4					
	国語総合	2					
	現代文	4					
	古典	3					
	古典購読	3					
地理歴史	世界史A	2					
	世界史B	4					
	日本史A	2					
	日本史B	4					
	⋮						
~~~~~							
~~~~~							